２０１９年度　職場見学親子バスツアー事業　実施要項

社会福祉法人　山口県社会福祉協議会

１　目的

バスツアーで福祉施設等を見学・体験することを通して、介護職の魅力を伝え、福祉・介護のイメージアップや理解促進を図るとともに、福祉の職場や仕事の内容を知ってもらう機会を提供することで、中学校、高等学校等のキャリア教育につながるよう、長期的な将来の職場選択の機会として働きかけることを目的として、本要項を定める。

２　対象者

　　　主に小学生４、５、６年生（高学年）及びその保護者とする。

３　実施体制

　　〔主催〕　　 山口県

　　〔実施主体〕 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター（以下「県社協」という）

　　〔後援〕 山口県教育委員会

　　〔協力〕　　 山口県社会福祉法人経営者協議会、山口県老人福祉施設協議会、

山口県老人保健施設協議会、山口県デイサービスセンター協議会、

山口県障害福祉サービス協議会

一般財団法人山口県知的障害者福祉協会

一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会

４　実施内容等

1. 職場見学親子バスツアーの内容

小学生が県内の介護施設等を訪問し、実際の介護現場に触れる機会を提供するとともに、介護の専門職の魅力を伝え、資格の習得方法等、今後の進路選択に係る情報提供を行う。

　（２）実施場所等

　　　　県内８コースで開催。

　　　　各コースの訪問先は施設と協議した後、決定する。

（３）参加資格及び参加人数

　　　　〔参加資格〕　主に小学生４、５、６年生とその保護者とする。

　　　　〔参加人数〕　各コース１０組２０名程度

（４）開催時期

　　　　〔実施日程〕　７月から８月の夏休み中とする。

〔申込期間〕　コースが決まり次第、随時募集する。

　（５）職場見学親子バスツアーを行う施設

　　　　職場見学親子バスツアーを行う施設は、コースが決定した上で受入可能な施設（以下「受入施設」という）とする。

　（６）実施費用

　　　　参加費、昼食代は無料とする。

５　県社協の主な役割

　　　県社協は、次の業務を行うこととする。

　（１）調整及び通知

　　　　①コースを決定し受入施設等との日程調整や受入人数の調整を行う。

　　　　②県内の小学校、関係機関等に案内通知を送付する。

（２）職場見学親子バスツアー受入費用の支払事務

受入施設等からの「請求書」（様式１）に基づき職場見学親子バスツアー受入費用を支払う。

　（３）変更及び取消

職場見学親子バスツアーの決定について、変更又は中止の申し出があったときは調整を行う。

６　受入施設等の主な役割

　　受入施設等は、次の業務を行うものとする。

　（１）受入施設等は、事前に県社協と調整を行いプログラム（午前から午後の間、５から

６時間程度）を作成する。

　（２）受入施設等の都合により変更が生じた場合は、速やかに県社協に報告する。

（３）受入施設等は、事業終了後、２週間以内に「請求書」（様式１）を県社協に提出する。

７　参加者の責務

　　　参加者の責務等は、次のとおりとする。

（１）参加者は所定の「職場見学親子バスツアー申込書」により、申込期間中に県社協に提出する。

（２）参加者は、職場見学親子バスツアー終了時に「職場見学親子バスツアーアンケート」を県社協に提出する。

（３）職場見学親子バスツアー中に知り得た利用者等の個人情報については、適切に管理するとともに個人情報を保護し、職場体験終了後も同様とする。

（４）受入施設からの規律を遵守する。

８　事故への対応

　　　事故等への対応は、次のとおりとする。

　（１）保険への加入

　　　万が一の事故に備え、参加者には、県社協が加入手続きを行い保険に加入する。

なお、保険料は、県社協が負担するものとする。

（２）県社協への報告

　　　　受入施設は、職場見学親子バスツアー中に事故が発生した場合、直ちに適切な対応を執り、「職場見学親子バスツアーの事故報告書」（様式２）を県社協に提出する

９　職場見学親子バスツアー受入費用について

　　　職場見学親子バスツアー受入費用は、次のとおりとする。

　（１）県社協は、職場体験受入費用として、受入施設に対し、下記により支払うこととする。

|  |
| --- |
| １日 |
| ２０，０００円 |

　（２）　職場見学親子バスツアー集合場所までの移動に係る交通費等は、参加者の自己負担とする。

１０　その他

　（１）調整が必要な事項が生じた時は、その都度関係者で協議し対応する。

　　　　附　則

　　この要項は、平成３１年（２０１９年）４月１日から施行する。